

毎週火、金曜日発行(但休日におけるよ
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

(翌日)

鳥取県公報

目次
◆規則
鳥取県立大山観光会館管理規則
鳥取県しゅんせつ船等貸付規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則

- 規則
- 鳥取県立大山観光会館管理規則をここに公布する。
- 昭和三十九年十月九日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 鳥取県規則第五十三号
- 鳥取県立大山観光会館管理規則
- (目的)
- 第一條 この規則は、鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十

七号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立大山観光会館(以下「会館」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(利用の制限)

第二条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、会館の利用の許可を与えないことができる。

- 一、公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二、会館の施設設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三、その他会館の管理上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第三条 会館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一、粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけないこと。
- 二、会館の施設設備を汚損しないこと。
- 三、危険物、不潔な物品又は動物を会館に持ち込まないこと。

2 借受者は、貸付しゆんせつ船等の返納期限前に返納

しようとするときは、返納期日及び場所について、あらかじめ知事の指示を受けなければならぬ。

(貸付しゆんせつ船等の損傷に対する措置)

第七条 借受者は、貸付しゆんせつ船等が損傷したときは、直ちにその事実及び理由についての詳細な報告書を知事に提出してその指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の損傷が借受者の責に帰すべき事由によるときは、借受者の負担においてこれを補てんし、又は修理させなければならない。

(貸付しゆんせつ船等の返還を命ずる場合)

第八条 知事は、借受者が次の各号の一に該当するときは、借受者に対して貸付しゆんせつ船等の返還を命ぜ得ることができる。

一 申請書に虚偽の記載をしたとき。

二 貸付条件に違反したとき。

(書類の経由)

第九条 この規則の規定により知事に提出する書類は、

貸付しゆんせつ船等の使用場所を所轄する土木出張所に送り、(第3種郵便)第68号(物語司)4

5 昭和39年10月9日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第68号(物語司)

00534 (第3種郵便)4

昭和39年10月9日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第68号(物語司)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 県有船舶管理規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十三号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

4 県有船舶管理規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十三号)は、廃止する。

(附則)

5 この規則は、公布の日から施行する。

6 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

7 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

8 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

9 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

10 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

11 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

12 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

13 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

14 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

15 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

16 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

17 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

18 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

19 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

20 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

21 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

22 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

23 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

24 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

25 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

26 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

27 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

28 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

29 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

30 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

31 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

32 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

33 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

34 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

35 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

36 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

37 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

38 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

39 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

40 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

41 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

42 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

43 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

44 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

45 この規則施行の際、現にしゆんせつ船等を借り受けている者は、第1条の規定により貸付の決定を受けたものとみなす。

別表	
船名	実働時間当たり賃料
しゅんせつ船 因開伯運船	丸丸 11,500円 8,000円
港い業船	丸 8,000円
土運船 鳥島	1 8,000円

様式第1号 しゆんせつ船等借受申請書

鳥取県知事 殿

住所 年 月 日

氏名 年 月 日

を借り受けたいので下記のとおり申請します。

1 使用目的 記

00537

第68号(号外)公報県取鳥曜日金曜日昭和39年10月9日
7

(第3種郵便物)

00536

第68号(号外)公報県取鳥曜日金曜日昭和39年10月9日
6

- 1 貸付目的 年 月 日付け受河第 号で借り受けた
2 使用場所 の借受期間(実働時間)を下記のように変更
3 貸付期間 年 月 日から
4 実働時間及び貸付料 日まで

船名	実働時間		貸付料		記
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

- 5 引き渡しの日時及び場所

- 6 返還の日時及び場所

- 7 貸付条件

しゆんせつ船等貸付期間等変更申請書

鳥取県知事 殿

住所 年 月 日
氏名

記
受河第 号
年 月 日
國

- 様式第4号

しゆんせつ船等貸付期間等変更決定通知書

鳥取県知事

年 月 日
國

年 月 日付けで申請のあつた
貸付期間(実働時間)の変更については、下記のとおり
変更を決定しました。

記

月鳥取県規則第十六号)の全部を改正する。
(目的)

第一条 中小企業者の設備の近代化に必要な資金の確保
のため、県が商工組合中央金庫(以下「商工中央金」と
いふ。)に対し融資を行なう場合の手続については、
この規則の定めるところによる。

(目的)

第11条 この規則において「中小企業者」とは、次の各
中の1に該当する者をいう。

1 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並
びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及
び個人であつて、工業、鉱業その他の業種(次号に
掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業と
して営むもの

2 返還の日時及び場所
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則をいい
公布する。

昭和三十九年十月九日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県規則第五十五号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十五年四

1 資本の額又は出資の総額が一千万円以上の会社並
びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及
び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業
を主たる事業として営むもの

- 五 貸付けの決定をしようとするときは、あらかじめ
- 四 貸付利率は、年七分以内とすること。
- 三 貸付金額は、第三条第一項第一号から第四号までに係るものにあつては三百万円以内、第三条第一項第五号に係るものにあつては百万円以内又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額とすること。
- 二 据置期間は、一年以内とすること。
- 一 貸付期間（据置期間を含む。）は、五年以内とすること。

の額の倍額以上の額の資金を中小企業者に対する設備近代化のための長期低利資金として確保させるものとする。

(貸付けの条件)

知事の意見をきくこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）環境衛生関係業者の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の規定によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前二号の一に該当する者であるもの

(県の貸付け)

第三条 県は、商工中金に対し、予算の範囲内において、商工中金が中小企業者に対して次の各号に掲げる設備の設置若しくは改善又は土地の取得若しくは造成に必要な資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

- 一 中小企業等協同組合、商工組合、環境衛生同業組合及び商店街振興組合が組合員のために設置する共同設備及び取得し、又は造成する土地

二 小売商業を営む中小企業者（以下「中小商業者」という。）が経営の近代化を図るために、他の中小商業者と合併し、若しくは他の中小商業者と共同出資して設立する法人が設置する設備及び取得し、又は造成する土地のうち中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるもの

三 中小企業等協同組合又はその構成員が、その経営の近代化を図るため、工場、事業場又は店舗を一つの団地に集団して設置する場合の設備及びこれらに必要な土地

四 知事が別に指定する業種に属する中小企業者の営む事業の近代化のための設備

- 2 前項の規定により県が商工中金に貸し付ける資金の利息は、年二分以内とする。

(貸付資金)

- 1 県は、商工中金に対し、県の貸付けによる資金